

わが国の企業や大学による知財活動の 情報発信について

東京大学 産学協創推進本部 副本部長 大熊 靖夫*

要 約

わが国の企業や大学による知財活動は日々活発に行われている一方、それらの活動に関する情報発信は必ずしも積極的とはいえない。しかし、2021年のコーポレートガバナンス・コード改訂などを受けて、企業は改めて知財活動の情報発信への取り組みを進めつつある。統合報告書において知的財産に言及する企業は増加し、新たに知的財産報告書を発行する企業も現れている。

アカデミアにおいても、2020年の国立大学法人ガバナンス・コードや、2023年の大学知財ガバナンスガイドラインの策定などを受けて、知財活動の情報発信を強化しつつある。いくつかの大学は、統合報告書を通じた知財情報の情報発信を推進し、東京大学は知的財産報告書の発行を開始した。

ところで、2023年にWIPOが実施した主要国民の知財に関する意識調査において、わが国は知財が国の経済にもたらす利益や課題への認識度が、極めて低いことが明らかになった。このような現状に対しては、企業や大学による知財活動の情報発信が活発化することによって、ステークホルダーへの訴求のほか、わが国の知財マインド向上への貢献も期待される。

目次

1. はじめに
2. 企業による知財活動の情報発信について
3. 大学による知財活動の情報発信について
4. 考察
5. さいごに

1. はじめに

わが国の企業は、2021年のコーポレートガバナンス・コード改訂などを受けて、知財活動の情報発信への取り組みを改めて進めつつある。統合報告書において知的財産に言及する企業は増加し、新たに知的財産報告書を発行する企業も現れた。一方で、多くの企業にとって、発信すべき情報の内容やその進め方は手探りの状況でもある⁽¹⁾。

わが国の大学も、2020年の国立大学法人ガバナンス・コードや、2023年の大学知財ガバナンスガイドラインの策定などを受けて、知財活動の情報発信を強化しつつある。いくつかの大学は、統合報告書を通じた知財活動の情報発信を推進し、東京大学は2022年に知的財産報告書の発行を開始⁽²⁾している。一方で、多くの大学にとって、知財活動の情報発信はこれからの取り組みでもある。

ところで、2023年に世界知的所有権機関（WIPO）が実施した主要国民の知的財産に関する意識調査⁽³⁾において、わが国は知的財産が国の経済にもたらす利益や課題への認識度が、調査対象50カ国のなかで最下位であった。このような現状に対しては、各企業や大学による知財活動の情報発信が活発化することによって、ステークホルダーへの訴求のほか、わが国全体としての知財マインド向上への貢献も期待される。

* 本稿投稿時

現 特許庁 審査第一部 分析診断 上席審査長

そこで、本稿ではわが国の企業や大学による、知的財産報告書や統合報告書などを通じた知財活動の情報発信について確認し、考察する。なお、本稿は著者が個人の資格で執筆したものであり、東京大学や産学協創推進本部をはじめとした所属組織の見解などを表すものではない。

2. 企業による知財活動の情報発信について

わが国の企業における知財活動の情報発信の動きを振り返ると、2004年に経済産業省より公表された「知的財産情報開示指針」⁽⁴⁾が大きな契機であったといえる。経済産業省は、企業による無形資産に関する情報開示が不十分との認識のもと、企業価値の向上に向けて戦略的な知財情報の開示を求める同指針を策定、公表した。同指針は、知的財産に関して開示を推奨する具体的な項目を示す⁽⁵⁾ほか、知財情報の開示媒体に関しては、投資家には企業の知財経営の方向性を簡潔にまとめた一覧的な開示への要望が強いとし、複数の資料に分散する情報を含めて知財経営の視点から整理し直した、知的財産報告書の作成が望まれるとしていた⁽⁶⁾。

当時、指針策定のために設けられた研究会には、試行企業として十数社⁽⁷⁾が参加し、2004年度にはそれらの企業を中心に11社が知的財産報告書を発行した⁽⁸⁾。その後、同指針の推奨項目に従って、知的財産報告書やアニュアルレポートを開示する企業は50社を超えるなど、指針を受けた知財活動の情報発信には一定の盛り上がりもみられた⁽⁹⁾。しかしながら、このような情報発信が産業界全体に波及し根づくことはなく、知的財産報告書を発行していた企業も、その多くはやがてアニュアルレポートへの統合などのかたちで発行を終え⁽¹⁰⁾、知財活動の情報発信にも一時の隆盛は見られなくなっていた。

そのような中、2021年に東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードが改訂された。この改訂によって、上場企業は知的財産への投資を、自社の経営戦略や経営課題との整合性を意識したうえで、具体的に情報を開示・提供することが求められるようになった⁽¹¹⁾。2004年の知的財産情報開示指針を受けて、知的財産報告書の発行を開始し、今日までその発行を継続している企業は、旭化成株式会社⁽¹²⁾やコニカミノルタ株式会社⁽¹³⁾など数社にすぎなかった。しかしながら、近年では2020年に古河電気工業株式会社⁽¹⁴⁾、2023年に高砂香料株式会社⁽¹⁵⁾、東急建設株式会社⁽¹⁶⁾がそれぞれ発行している。コーポレートガバナンス・コードの改訂を受けて、今後、知的財産報告書の発行が改めて広がる可能性もある。

統合報告書における知財活動の情報発信に目を向けると、2021年1月時点の日経225採用銘柄企業の統合報告書を対象とした調査⁽¹⁷⁾において、報告書を発行する215社のうち、3割強にあたる68社の報告書において、知的財産に関する取り組みが見られるとの分析がなされている。このことから、コーポレートガバナンス・コードの改訂以前より、相応数の企業が統合報告書に知的財産に関する記載を設けていたことがわかる。

そして、2021年6月、コーポレートガバナンス・コードの改訂をうけて発足した「知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会」は、翌年1月に「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン Ver.1.0」を公表した⁽¹⁸⁾。このガイドラインは、企業がどのようなかたちで知財や無形資産の投資・活用戦略の開示や、ガバナンスの構築に取り組むことによって、投資家や金融機関から適切に評価されるかについて、分かりやすく示すことを目指したものである。そのなかでは、知財や無形資産の投資・活用戦略の開示・発信について、「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示・発信は、多様な方法が許容されるべきであり、開示・発信の自由度が確保され、企業ごとのクリエイティブな発想に基づく開示・発信を促すことが、極めて重要である。本ガイドラインも、そうした考え方に基づき、画一的な開示・発信方法を求めることを意図していない」とする一方、「開示・発信方法としては、例えば、統合報告書、コーポレート・ガバナンス報告書、IR資料など既存の開示・発信媒体の活用が想定される。とりわけ、既に多くの企業において、統合報告書でビジネスモデルの開示・発信が行われていることを踏まえれば、知財・無形資産の投資・活用戦略の開示・発信も、統合報告書を通じて行うことが効率的であると考えられる」と述べている。このように、統合報告書を通じた知財活動の情報発信を勧める同ガイドラインの公表を受けるなどして、統合報告書に知財活動を盛り込む企業も増えつつある。

法定開示書類である有価証券報告書に関しては、既存企業の多くは知的財産について触れていないか、触れても実質的な記載に乏しい企業が多数であった。しかし近年、知的財産に言及する企業は増えつつある⁽¹⁹⁾。また、これまでも大企業を中心として、知的財産に関する事業リスクや重要な契約、特許権の権利状況などを具体的に記載する企業はみられる。

キヤノン株式会社は、【事業等のリスク】のなかに「知的財産に関連するリスク」の項目を設けて、知財リスクとそれに対する対応を説明し、【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】の項目において、知的財産戦略の基本方針や、知的財産ポートフォリオの基本的な考え方とその概要、知財教育・知財人材の育成についての情報などが提供され、【経営上の重要な契約等】において、特許実施権の許諾に関する契約事例が掲載されている⁽²⁰⁾。

武田薬品工業株式会社は、【事業等のリスク】のなかで、知的財産権に関するリスクや特許権満了等による売上低下リスクを説明し、【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】のなかで、特許保護と後発品との競争について、【研究開発活動】のなかで知的財産に関する戦略や、製品ごとの特許満了日についての情報などが提供され、【経理の状況】には特許訴訟に関する情報が掲載されている⁽²¹⁾。

スタートアップも知的財産に触れている。新規上場企業の9割以上が有価証券報告書において知財に関するキーワードを用いているとの分析や⁽²²⁾、創業系のスタートアップによる特許戦略に関する分析もなされている⁽²³⁾。有価証券報告書における知的財産の開示の有無や、その程度は様々であるものの、知的財産に関する記述は徐々に増えつつあるといえる。

このように、産業界における知的財産報告書や統合報告書、有価証券報告書などを通じた知財活動の情報発信は、改めて広まっている⁽²⁴⁾。

3. 大学による知財活動の情報発信について

近年は大学における情報発信の動きも強まっている。様々な大学において、統合報告書の発行といった取り組みが新たにみられるようになった。その背景には、2018年に文部科学省が公表した「国立大学改革方針」において、情報発信の強化が謳われたことや、2020年に文部科学省、内閣府及び国立大学協会が策定した「国立大学法人ガバナンス・コード」において、大学の目標や戦略、取組や成果などの学内外への積極的な発信が盛り込まれたことなどが挙げられる。

特に知的財産に関する情報発信については、2023年に内閣府、文部科学省及び経済産業省が公表した「大学知財ガバナンスガイドライン」のなかで、大学知財ガバナンスの方針策定に際してのプリンシプル「ステークホルダーに対するインセンティブ施策等」のひとつとして、学外ステークホルダーに対するコミュニケーション施策が取り上げられている。

- 大学は、大学知財イノベーションエコシステムが円滑に機能するよう、大学知財に関する基本的な考え方を開示して大学・スタートアップ・ベンチャーキャピタル・既存企業の間でコミュニケーションを図りやすくすることが有効である。
- 特に、大学知財に関する基本的な考え方を開示することで、学外ステークホルダーからの共感と信頼の獲得、学外ステークホルダーとのパートナーシップの促進、ひいては、大学知財イノベーションエコシステムの発展を図ることができる。また、学外ステークホルダーに限らず、学内ステークホルダーへの効果も期待される（図6）。
- なお、大学知財に関する基本的な考え方の開示方法については、大学のウェブサイトへの掲載に加えて、積極的な学外・学内への発信方法（広報戦略）も併せて検討することが効果的である。例えば、メディアの活用（全国紙や地方主要紙への情報提供）、投資家・寄附者へのアピール、既存企業・スタートアップ・ベンチャーキャピタル等との交流機会（既存の会議体や打合せの場を含む）での説明や情報提供等が考えられる。

	ステークホルダー	期待される効果	左記効果のために開示すべきコンテンツ（太字は特に重要なもの）
学外	対 スタートアップ	大学知財の開示を通じたベンチャーキャピタルをハブとした起業家・スタートアップとの関係構築	知財ビジョン、 スタートアップのサポート 成功事例
	対 ベンチャーキャピタル	大学知財の開示を通じたベンチャーキャピタルをハブとした起業家・スタートアップとの関係構築、投資対象のスタートアップ探索	知財ビジョン、 スタートアップのサポート 、 成功事例 、出願/登録件数、 活用状況 、 知財予算/収支
	対 企業	パートナー企業の誘引、パートナーシップの強化	知財ビジョン(知財ポリシーを含む)、 社会貢献 出願/登録件数
	対 投資家・寄附者	大学への共感獲得・支援者拡大を通じた投資・寄附の拡大	知財ビジョン、 社会貢献 出願/登録件数、 活用状況 、 知財予算/収支
	対 メディア	メディアによる報道を通じた発信効果の最大化	知財ビジョン、 社会貢献 、 成功事例
学内	対 執行部	大学知財に関する執行部との対話機会の確保、知財財源確保可能性	知財ビジョン、 社会貢献 、 スタートアップのサポート 、出願/登録件数、 活用状況 、 知財予算/収支
	対 研究者	知財化対応へのインセンティブ提供	知財ビジョン、 スタートアップのサポート 、 社会貢献 、 成功事例 、 活用状況
	対 学生	起業の機会・環境を知財開示を介してアピールすることで優秀な学生を誘引	知財ビジョン、 スタートアップのサポート 、 成功事例

図6 コミュニケーション施策で期待される効果、及び、特に開示すべきコンテンツ（例）

（出典） 大学知財ガバナンスガイドライン「3.2 学外ステークホルダーに対するインセンティブ施策とコミュニケーション施策、及び、学内ステークホルダーに対するインセンティブ施策とガバナンスルール設定」の「(1) 学外ステークホルダーに対するインセンティブ施策とコミュニケーション施策」より抜粋

また、ガイドラインの策定に関わった「大学知財ガバナンスに関する検討会」会合の事務局資料には、学外ステークホルダーとのコミュニケーションについて、知的財産報告書と統合報告書、web ページを通じた情報発信の対比が掲載されている⁽²⁵⁾。今日、国内の大学において包括的な知的財産報告書を発行するのは東京大学のみであるが、統合報告書については、2018年に東京大学がはじめて発行したのち、翌年には10校が発行を開始し⁽²⁶⁾、2022年には30校を超えるなど⁽²⁷⁾、今日まで発行する大学は着実に増えている。そして、次に例示するとおり、統合報告書をはじめとした様々な媒体を通じて、大学における知的財産の情報発信も進みつつある。

想定されるコミュニケーションの手段

	インパクト・効果	難易度・実現性
①	知財報告書の発行 ・メディアが取り上げる可能性 ・学外へのプレゼンス向上、エコシステム発展の可能性向上 ・+ 下記②の効果	発明件数が一定規模以上の大学であれば可能か？
②	統合報告書に知財パートを掲載 ・学外への知財アピール ・執行部への知財アピールと学内知財プレゼンスの向上 ・大学の知財ビジョン、知財ポリシー、知財ポートフォリオ等の定期的な見直し	統合報告書が発行されていれば比較的容易に実施できるか？
③	webページで知財に言及 ・学外への知財アピール ・大学の知財ビジョン、知財ポリシー、知財ポートフォリオ等の定期的な見直し	既に実施している大学は多いがエコシステムを意識したコンテンツにはなっていない？

インパクト大
難易度高



インパクト小
難易度低

（出典） 大学知財ガバナンスに関する検討会（第4回）事務局資料⁽²⁸⁾より抜粋

北海道大学の統合報告書⁽²⁹⁾は、産学連携の取り組みの紹介のなかで、特許権の実施等収入実績の推移や、部局ごとの保有特許件数などを掲載している。東北大学は、産学連携機構のパンフレットやその別紙⁽³⁰⁾のなかで、産学連携や特許ポートフォリオ、発明の届出や出願などの件数や、知的財産収入の推移などの情報を掲載している。京都大学のアンニュアルレポート⁽³¹⁾は、成長戦略本部の設置や、特許出願数や取得数、特許権などの収入額および

件数の推移を掲載し、また、産官学連携本部の年次活動レポート「ポケット産連本部」⁽³²⁾は、特許ライセンスの許諾機関数などを掲載している。大阪大学の統合報告書⁽³³⁾は、知的財産室を擁する共創機構の紹介や、特許の保有件数、技術移転収入の推移などを掲載している。金沢大学先端科学・社会共創推進機構は「産学官・知財関連レポート」⁽³⁴⁾を発行し、先端科学・社会共創推進機構の取り組みや、特許出願と実施許諾、共同研究の実績などを紹介している。山口大学大学研究推進機構は「大学研究推進機構年報」⁽³⁵⁾を発行し、このなかで知的財産センターの活動報告として、特許出願件数などの統計情報のほか、知的財産センターの様々な取り組みを紹介している。

早稲田大学の統合報告書⁽³⁶⁾は、早稲田大学型の知財マネジメント体制を構築について紹介し、慶応義塾大学の事業報告書⁽³⁷⁾は、特許出願や特許登録の件数、新規ライセンス等契約件数やライセンス等収入などを掲載している。明治大学は、研究活用知財本部を擁する研究・知財戦略機構が、年報「明治大学の研究—明治大学研究年報—」⁽³⁸⁾を発行し、「知的財産研究クラスター」の活動報告や、技術分野別の特許出願件数などを掲載している。

大学による知財活動の情報発信例

大学	発行媒体例	掲載内容例
北海道大学	統合報告書	産学連携活動、実施等収入や保有件数など
東北大学	産学連携機構パンフレット	産学連携、特許ポートフォリオ、特許統計など
東京大学	知的財産報告書	活動方針、知財統計、ライセンス事例の紹介など
京都大学	アニュアルレポート	産学連携、特許統計、特許権等収入額の推移など
大阪大学	統合報告書	共創機構の紹介、特許保有件数、収入推移など
金沢大学	産学官・知財関連レポート	先端科学・社会共創推進機構の取組、特許統計など
山口大学	大学研究推進機構年報	知的財産センターの具体的な活動報告、統計など
早稲田大学	統合報告書	早稲田大学型の知財マネジメント体制紹介など
慶応義塾大学	事業報告書	特許出願や登録件数、ライセンス契約・収入など
明治大学	研究年報	知的財産研究クラスターの紹介、出願件数など

このように、知財活動の情報発信は広がりつつあるが、わが国のアカデミア全体からみれば、これらは一部の大学による限られた動きともいえる。このような取り組みが一過性のものとならず、他の大学にも普及し、定着するためには、何よりも、発信する情報がステークホルダーや社会の期待や関心に応えたものであり、大学にとっても発信に値するものであることが求められる。そのような情報の類型としては、大学における知財活用の方針や戦略、特許をはじめとした知財に関する統計のほか、ライセンス事例や社会実装の具体例、知財教育や知財啓発への取り組みなどが挙げられる。

加えて、発信の仕方についても様々な工夫が考え得る。東京大学産学協創推進本部は2024年12月に知的財産報告書の概要を紹介するセミナーを開催したところ⁽³⁹⁾、100名を超える参加者を得て、アンケート結果などからは、高い評価や関心がうかがえた。このような刊行物の発行と合わせたイベントの開催も、効果的な情報発信に向けた方策のひとつといえる。

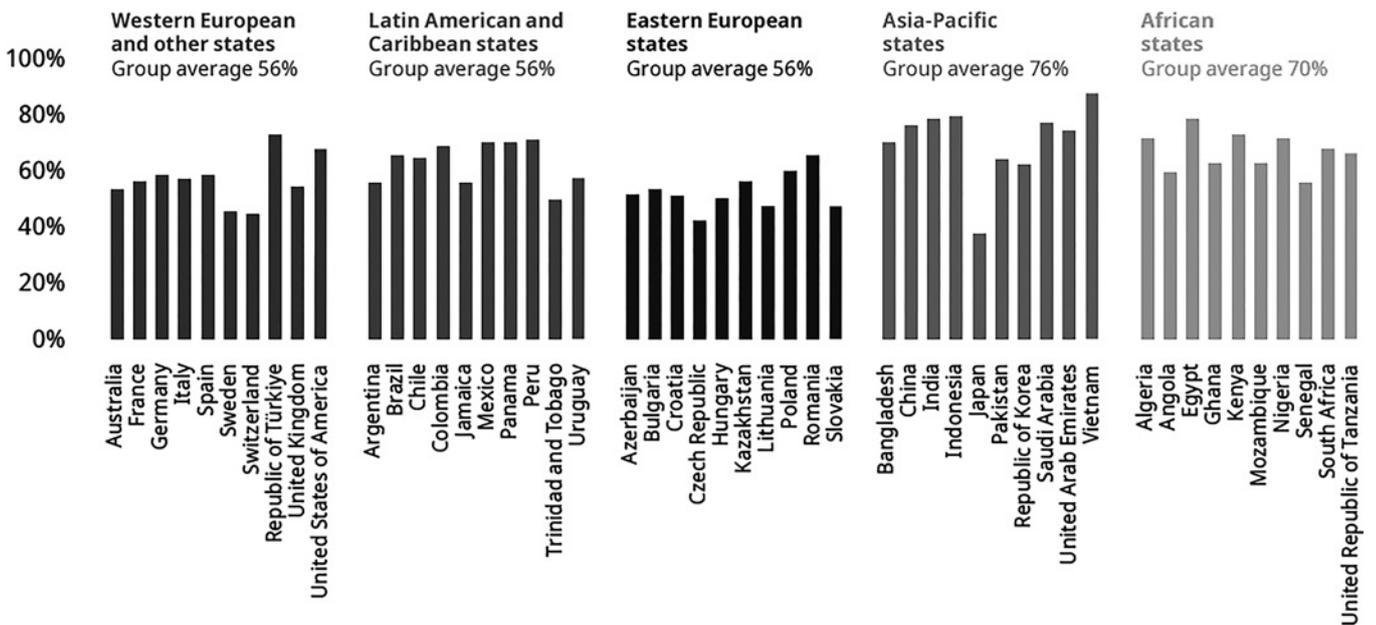
4. 考察

前述のとおり、近年はコーポレートガバナンス・コードの改訂や、国立大学法人ガバナンス・コード、大学知財ガバナンスガイドラインの策定などを受けて、知財情報の発信に力を入れる企業や大学も増えつつある。その際、情報発信の媒体としては、企業、大学共に統合報告書を採用するケースが多い。一方で、2023年度に知財ガバナンス研究会らが実施した企業の統合報告書に対する調査によると、知財に関する記載内容は総じて不十分とされている⁽⁴⁰⁾。同調査は記載内容の評価項目として、ビジョン、ストーリー、知財把握、監督体制、戦略活動、KPIを設定し、それぞれの項目に照らして報告書の内容を評価したものであるが、いずれの項目においても、改善は見られるとしつつ、それらの多くにおいて、知財・無形資産の説明はなされていないか、なされていても不十分というものであった。

このような低い評価の背景には、統合報告書の掲載内容における知的財産の優先度や重要度の位置づけ、それに伴う紙幅の制約なども考えられる。すなわち、全社的な様々な活動を報告する統合報告書においては、知財活動の優先度は高くなく⁽⁴¹⁾、そのため知財活動に割かれる紙幅も限られがちになる。これに対して、知的財産報告書を発行する場合には、優先度による紙幅の制約は無いものの、一方で発行に伴うコストやリスク、全社的な取り組みと切り離される懸念もある⁽⁴²⁾。統合報告書と知的財産報告書には、それぞれのメリットや留意点があるため、企業や大学は自らの知財活動の実態や戦略を踏まえて、発信する媒体や発信の進め方などを検討することになる。

ところで、情報発信を進めるための作業コストは、特に人的リソースも限られる大学にとってより大きな課題である。この点に関して、多くの大学が毎年、文部科学省が実施する産学連携等実施状況調査に回答するために、知財活動に関する統計情報などを整理、集計している⁽⁴³⁾。そして、経団連、経済産業省及び文部科学省は、その調査結果などをもとに、産学連携の拡大に向けて作成した大学ファクトブックを更新している⁽⁴⁴⁾。そこで、この調査に応じて作業を進める際に、情報発信に向けた作業を合わせて行うことや、文部科学省や経済産業省より公表される資料をベースにするなどして、自らの発信に向けた追加的な作業コストを抑えることも考えられる。

上述のとおり、わが国の企業や大学による知財活動の情報発信は途上であるが、そのような中、WIPO が2023年に実施した世界的な知的財産に関する意識調査⁽⁴⁵⁾において、わが国国民の知的財産に対する関心の低さが明らかになった。同調査は、世界の主要国における知的財産制度が経済に果たす役割について、国民の認識レベルを調査した初めての取り組みであるが、わが国は知的財産が経済にもたらす利益と課題のそれぞれの認識度において、調査対象となる50カ国のなかで最下位である⁽⁴⁶⁾。



知的財産が経済にもたらす利益への認識度

(出典) Fig. 4. WIPO Pulse Global intellectual property perception survey 2023

長年にわたり知財立国を標ぼうした啓発活動が行われ、年間の特許出願件数も中国、米国に次ぐ第3位であるわが国において、このように知財制度への認識度が極めて低く示された結果については、いくつかの要因が想定される⁽⁴⁷⁾。そのような要因のひとつとして、わが国企業や大学による知財活動のPR不足が考えられる。特許庁をはじめとした政府機関やWIPOなどの国際機関、日本知的財産協会や日本弁理士会といった組織が知財制度のPR活動を精力的に進めても、制度の活用主体である企業や大学からの情報発信が奮わなければ、知財マインドの浸透もなかなか進まない。

企業や大学が知的財産の活用実態を積極的に開示し、その有用性を宣伝することは、それぞれのステークホルダーに対する訴求、コミュニケーションの深化のほか、わが国国民が知的財産の重要性を身近に感じ、関心を持つきっかけにもなり得る。そのためには、知財活動を開示する媒体や手段について、知的財産報告書や統合報告書な

どのかたちにこだわる必要もない。前述のとおり、「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン」には、知財・無形資産の投資・活用戦略の開示・発信について、「多様な方法が許容されるべきであり、開示・発信の自由度が確保され、企業ごとの豊かな発想に基づく開示・発信を促すことが、極めて重要」とされており、大学知財ガイドラインにおいても、積極的な学外・学内への発信方法（広報戦略）の例示として、メディアの活用（全国紙や地方主要紙への情報提供）、投資家・寄附者へのアピール、既存企業・スタートアップ・ベンチャーキャピタル等との交流機会での説明や情報提供などが幅広く挙げられている。

5. さいごに

本稿では、わが国の企業や大学による知財報告書や統合報告書などを通じた知財活動の情報発信について確認し、WIPOの調査結果によるわが国の知財認識度にも触れつつ考察した。企業や大学には、知的財産報告書や統合報告書といった刊行物のほか、webページでの情報発信や説明会の開催など、組織の方針や状況に応じた様々なスタイルによる知財活動の情報発信が期待される。企業や大学による積極的な情報発信は、ステークホルダーへの訴求のほか、わが国における知財マインド向上への貢献も期待され、また、企業間や大学間における経験やプラクティスの共有、横展開にもつながるものといえる。

以上

(注)

- (1) 企業の取り組みについては、情報活用委員会第1小委員会「改訂コーポレートガバナンス・コードに適した知財情報開示に関する研究」pp.91-106『知財管理』Vol.74, No.1 (2024)、情報活用委員会第2小委員会「企業の知財・無形資産の可視化に向けた理想的な情報開示に関する研究」pp.1451-1466『知財管理』Vol.74, No.11 (2024) や、『IPジャーナル』第24号 (2023) 特集「知的財産情報の開示」などを参照
- (2) 東京大学「国内大学で初めて包括的な知的財産活動の見える化に着手 —『東京大学 知的財産報告書 2022』を本日発行—」(2022) <https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400201585.pdf> (2025年1月15日閲覧)、大熊靖夫「東京大学知的財産報告書の発行について」pp.120-125『Japio YEAR BOOK 2024』などを参照
- (3) WIPO Global Challenges and Partnerships Sector “WIPO Pulse Global intellectual property perception survey 2023” WIPO (2023)
- (4) 経済産業省「知的財産情報開示指針 特許・技術情報の任意開示による企業と市場の相互理解に向けて」(2004)
- (5) 知的財産情報開示を行う際に開示されることが望ましい項目として、1. 中核技術と事業モデル、2. 研究開発セグメントと事業戦略の方向性、3. 研究開発セグメントと知的財産の概略、4. 技術の市場性、市場優位性の分析、5. 研究開発・知的財産組織図、研究開発協力・提携、6. 知的財産の取得・管理、営業秘密管理、技術流出防止に関する方針（指針の実施を含む）、7. ライセンス関連活動の事業への貢献、8. 特許群の事業への貢献、9. 知的財産ポートフォリオに対する方針、10. リスク対応情報を挙げている。
- (6) 同指針を踏まえた知的財産報告書の発行に関しては、知的財産推進計画 2004 乃至 2007 において発行社数が 100 社を超えるための普及啓発が盛り込まれるなど、政府として長く後押しする取り組みとなった。一方で、報告書の発行に対しては、企業が新たに開示媒体を作る意味はあまりなく、これまでに発行されているアニュアルレポート等の媒体に知的財産情報を追加する形式がより現実的であるとの指摘（知的財産管理第2委員会第2小委員会「知的財産情報の IR 開示」pp.397-407『知財管理』Vol.54, No.3 (2004)）や、様々な情報がぶつ切りになってしまい、一貫性のあるメッセージが伝わりにくくなる可能性もあるとして、アニュアルレポートなどで財務データや各種パフォーマンスをまとめて情報開示していくことにより、総合的な企業戦略やメッセージを伝えることも一つの選択肢との指摘（政策投資銀行「わが国企業の知的財産有効活用に向けて」『調査』第84号 (2005)）もあった。
- (7) 研究会に参加した試行企業（試行企業応募順）：東京エレクトロン株式会社、旭化成株式会社、日本電気株式会社、富士通株式会社、日立化成株式会社、東陶機器株式会社、オリンパス株式会社、株式会社ブリヂストン、武田薬品工業株式会社、三菱電機株式会社、アルプス電気株式会社、味の素株式会社、キヤノン株式会社
- (8) 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2005」p.68
- (9) 経済産業省知的財産政策室「知的資産経営報告の視点と開示実証分析調査報告書」pp.12-14 (2007)、山本英一、俣野敏道「知的財産政策の新展開 ～知的財産から知的資産へ～」pp.75-91『知財ぶらずむ』Vo.7, No.76 (2009)、山内暁「知的財産情報開示指針」に基づく知的財産の開示状況」pp.39-50『経営・情報研究』No.13 (2009)
- (10) みずほ情報総研株式会社「平成 30 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書 ベンチャー企業が適切に評価されるための知財支援の在り方に関する調査研究報告書」p.6 (2019)、玉井暁子、太田ゆり「知的財産×開示—知的財産のディスクロージャー制度を巡る動きと開示の傾向」『PwC's View 第36号』(2022)

- <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/prmagazine/pwcs-view/202201/36-03.html> (2025年1月12日閲覧)
- (11) なお、東京証券取引所は、2023年3月に公表した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」においても、持続的な成長の実現に向けた知財・無形資産創出につながる研究開発投資・人的資本への投資に対する期待を示している。東京証券取引所「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応等に関するお願いについて」
<https://www.jpex.co.jp/news/1020/20230331-01.html> (2025年1月12日閲覧)
- (12) 旭化成株式会社「最新の知的財産報告書」https://www.asahi-kasei.com/jp/r_and_d/intellectual_asset_report/ (2025年1月12日閲覧)
- (13) コニカミノルタ株式会社「知的財産報告書」
https://www.konicaminolta.com/jp-ja/investors/ir_library/intellectual_property/index.html (2025年1月12日閲覧)
- (14) 古河電気工業株式会社「知的財産報告書」<https://www.furukawa.co.jp/rd/ip-report/> (2025年1月12日閲覧)
- (15) 高砂香料株式会社「知的財産報告書」https://www.takasago.com/ja/rd/intellectual_property_report (2025年1月12日閲覧)
- (16) 東急建設株式会社「知財戦略」https://www.tokyu-cnst.co.jp/company/technology_strategy/ip_strategy/ (2025年1月12日閲覧)
- (17) 原田正純「統合報告書に記載された知的財産に関する取り組み」pp.108-115『パテント』Vol.74, No.7 (2021)
- (18) その後、2023年3月には知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン Ver.2.0が公表されている。
- (19) 山内勇、鈴木貴晶「特許活動に関する情報開示の状況と株式市場の評価」pp.49-63『特許研究』No.76 (2023)、森隼人、石川雅之、長谷川友美「知的財産×会計——知的財産管理のための新たな視点と会計手法に基づく情報活用」『PwC's View 第36号』(2022) <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/prmagazine/pwcs-view/202201/36-05.html> (2025年1月12日閲覧)
- (20) キヤノン株式会社「有価証券報告書(第123期)」(2023)
- (21) 武田薬品工業株式会社「有価証券報告書(第147期)」(2024)
- (22) 橋本英司「新規上場企業の有価証券報告書に見る知財のガバナンスの概観」pp.625-636『知財管理』Vol. 74, No.5 (2024)
- (23) みずほ情報総研株式会社「平成30年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書 ベンチャー企業が適切に評価されるための知財支援の在り方に関する調査研究報告書」
- (24) 本稿では踏み込まないが、企業のHPを通じた情報発信も様々になされている。また、企業が公表する知的財産に関わる報告書としては、知的資産経営報告書やコーポレート・ガバナンス報告書なども挙げられるが、知的財産に関する実質的な記載に乏しいため、本稿では特には触れない。
- (25) 大学知財ガバナンスに関する検討会事務局資料「資料6 3. 体制構築、4. 予算・財源確保、5. 大学知財イノベーションエコシステム形成に向けたインセンティブ設計とガバナンスルールについて(たたき台)」大学知財ガバナンスに関する検討会(第4回)(2023) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/daigaku_gov/dai4/siryou6.pdf (2025年1月15日閲覧)
- (26) 植草茂樹「ステークホルダーから求められる国立大学法人の財務情報とは」令和元年度国立大学法人会計基準等検討会議(第4回)配布資料(2020) https://www.mext.go.jp/content/20200918-mxt_hojinka-000010047_2.pdf (2025年1月15日閲覧)
- (27) 増田至、石原俊彦「統合思考に基づく大学の組織変革—IR(Institutional Research)の構造的展開—」pp.39-53『ビジネス&アカウンティングレビュー』第30号(2022)
- (28) 大学知財ガバナンスに関する検討会事務局資料
- (29) 北海道大学「北海道大学統合報告書」<https://www.hokudai.ac.jp/pr/publications/integrated/> (2025年1月12日閲覧)
- (30) 東北大学産学連携機構「パンフレット」<https://www.rpip.tohoku.ac.jp/jp/pr/pamphlet/> (2025年1月12日閲覧)
- (31) 京都大学「アニュアルレポート(旧 ファイナンシャルレポート)/Annual Report」
<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/public/issue/annual-report> (2025年1月12日閲覧)
- (32) 京都大学産官学連携本部「パンフレット・冊子」<https://www.saci.kyoto-u.ac.jp/pamphlet/> (2025年1月12日閲覧)
- (33) 大阪大学「統合報告書」https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/public-relations/integrated_report (2025年1月12日閲覧)
- (34) 金沢大学先端科学・社会共創推進機構「産学官・知財関連レポート」
<https://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/about/publication/report/> (2025年1月12日閲覧)
- (35) 山口大学大学研究推進機構「学報・メルマガ・ニュースレター・報告書」
https://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/sangaku/?page_id=71 (2025年1月12日閲覧)
- (36) 早稲田大学「統合報告書・事業計画・報告書」<https://www.waseda.jp/top/about/work/reports> (2025年1月12日閲覧)
- (37) 慶応義塾大学「情報公開」<https://www.keio.ac.jp/ja/about/learn-more/data/> (2025年1月12日閲覧)
- (38) 明治大学「研究年報」https://www.meiji.ac.jp/osri/annual_report.html (2025年1月12日閲覧)
- (39) 東京大学産学協創推進本部「東京大学知的財産報告書2024発行記念セミナー～報告書で知る東京大学における知的財産のこれまでとこれから～」<https://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/ip/2024IRS.HTML> (2025年1月12日閲覧)
- (40) 知財ガバナンス研究会/知財コンサル等分科会「知財・無形資産ガバナンス調査報告書」知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会資料(2024) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/tousi_kentokai/dai23/siryou6.pdf (2025年1月12日閲覧)

- (41) 東京都立大学が投資家や企業に対して実施したアンケート調査結果である、東京都立大学大学院経営学研究科「ESG 情報開示基準と企業における活用」(2023)の「図 4-5 投資家における統合報告書内容への期待」と「図 4-6 企業が発信に注力している／注力したいと考えている内容」をみると、知的財産に関する取組を現在重視すると回答した割合はいずれも 4 乃至 5% であり、挙げられた 26 項目における回答割合としては、最小値やそれに近い値となっている。
- (42) 知的財産管理第 2 委員会第 2 小委員会「知的財産情報の IR 開示」 pp.397-407 『知財管理』 Vol.54, No.3 (2004)、知的財産管理第 2 委員会第 1 小委員会「企業における知的財産情報開示の在り方」 pp.207-219 『知財管理』 Vol.55, No.2 (2005)
- (43) 文部科学省「令和 4 年度 大学等における産学連携等実施状況について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/1413730_00001.html (2025 年 1 月 12 日閲覧)
- (44) 経済産業省「大学ファクトブック」https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/daigaku_factbook.html (2025 年 1 月 12 日閲覧)
- (45) “WIPO Pulse Global intellectual property perception survey 2023”
- (46) 知的財産の経済にもたらす利益への認識度は、50 カ国平均の 66.4% に対してわが国は 37.75%、知的財産の経済にもたらす課題への認識度は、50 カ国平均の 53.4% に対してわが国は 31.2% である。WIPO 日本事務所長の澤井智毅氏は、この調査結果について次のように述べている。「これは、世界各国における知的財産制度が経済に果たす役割について、国民レベルで如何に認識されているかを問うた調査であり、日本人の知的財産制度に対する認識度は、調査対象国 50 のうち最下位であったというものです (図 1)。同報告によれば、高品質の製品を保証することや中小企業の成長を支援すること、雇用機会と賃金の高い仕事を創出することなど、知的財産制度の正の側面 (利益) のみならず、知的財産権が独占や製品の高価格につながる可能性のあることなどの負の側面 (課題) についての認識についても、日本は最下位であり、制度そのものへの関心の低さを表したものと いえます。」(「所長からのメッセージ」WIPO 日本事務所パンフレットより)
- (47) 調査手法や国民性もそのような要因のひとつとなり得るが、本調査は各国 500 名 (全体で 2 万 5 千名) を対象としたコンピュータ支援 WEB インタビューをもとに行われ、各インタビューの回答に関しては、(自己開示に関する国民性の違いなどの影響を除く趣旨で) 回答者の知財制度に対する理解度を反映するとされる (報告書付録 C 参照)。

(原稿受領 2025.2.3)

パンフレット「弁理士info」のご案内

内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。一般向き。A4判22頁。

価格

一般の方は原則として無料です。(送料は当会で負担します。)

問い合わせ/申込先

日本弁理士会 広報室
e-mail: panf@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
電話: (03)3519-2361(直)
FAX: (03)3519-2706

